

事業者排出量削減報告書

（宛先）京都市知事		令和元年 6月 日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪市中央区大手前1丁目7番31号（OMMビル）		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京阪電気鉄道株式会社 代表取締役社長 中野 道夫 電話06-6944-2521					
主たる業種	普通鉄道	細分類番号	4	2	1	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例施行規則	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	鉄道電力における総合原単位を基準年度より、毎年1%ずつの削減を目指す。						
計画を推進するための体制	京阪環境マネジメントシステムに基づく鉄道電力削減PRJにより、エネルギーの効率化の改善計画並びに使用エネルギー削減計画の推進及び適正な電力管理を実施する。-430623						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	40,108.5 トン	33,440.1 トン	40,486.6 トン		-7.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	40,502.5 トン	31,118.0 トン	38,164.5 トン		-14.5 パーセント	
実績に対する自己評価		鉄道電力削減PRJの各種取組の他、鉄道設備のLED化の推進、節電の取組（駅の電照看板の非電照化、LED化）を進めた。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	鉄道業	事業活動に伴う排出の量 (車両走行料/100,000)	44.50	36.92	44.58		-8.43 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価		平成29年3月31日現在704両中687両が回生ブレーキ車両になっており省エネルギー化を進めています。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		87.0 パーセント	87.0 パーセント	87.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	アルミ合金を用いた軽量化車体、電力を効率よく利用するインバーター制御や回生ブレーキを取り入れた省エネルギー車両の導入を進めている。					
	(30)年度	省エネ車両の導入や鉄道設備のLED化の推進などさまざまな取り組みにより省エネルギー化を促進しています。					
	(31)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	毎月20日をノーマイカーデーとし、実施率100%を目標とする。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	各会議体で本取組を指導し、全社員が趣旨を理解しているが通勤の時間帯や個人的事情により目標を達成できなかった。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	2016年に開業した内陸型物流施設「京阪淀ロジスティクスヤード」は、「環境・社会への配慮がなされた不動産」を評価する認証制度である「DB」GreenBuilding認証において、極めて優れた「環境・社会への配慮」がなされたビルとして4つ星を取得しています。						
特記事項	第二期計画期からの超過削減量 6966.3トンを本計画期間に繰越し、平成29年度から3カ年にわたり2322.1ずつ差引を行う。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。